



Title	寛永17年 (1640) ポルトガル使節団長崎受難事件 (2)
Author(s)	松竹, 秀雄
Citation	経営と経済, 68(4), pp.45-91; 1989
Issue Date	1989-03
URL	http://hdl.handle.net/10069/28376
Right	

This document is downloaded at: 2019-06-04T18:32:51Z

寛永17年（1640）

ポルトガル使節団長崎受難事件（2）

松 竹 秀 雄

第1章 序説	} 前号所載
第2章 島原の乱と長崎	
第1節 幕府の農民統制と島原の乱	
第2節 ポルトガルとオランダ	
第3節 オランダ商館日記にみる島原の乱	}
第3章 出島	
第4章 ポルトガル使節団の受難	
第1節 受難序説	
第2節 ポルトガル船入国禁止	
第3節 ポルトガル使節団の受難	
第4節 結び	

第4章 ポルトガル使節団の受難

第1節 受難序説

長崎はキリシタン殉教のメッカである。また逆に、キリスト教興隆時期の長崎は、佛寺災難の時期でもあった。

長崎開港4年前の永祿10年（1567）、耶蘇会の教^{イルマン}第ルイス・アルメイダは長崎で布教を開始し、2年後の永祿12年（1569）には、現在の春徳寺の場所にトードス・オス・サントスと称する会堂が建立され、ビレラが1500人の信徒を長崎で得たと記録されている。カブラルは元亀元年（1570）以後、大村をはじめ^{とまちむら}戸町村・手熊・式見・三重・神浦・雪ノ浦・長与などを巡歴して布

教していたが、天正元年（1573）及び翌2年に深堀氏及び西郷氏が大村領の長崎を攻撃した折に、トードス・オス・サントス教会等の教会は兵火にかかった。その頃、逆にキリシタンの為に多羅山宝円寺・仙乗院・快行院など中世以来の大村領内の寺社は焼亡し、浦上村の岩屋山神通寺も焼滅した。

ポルトガル貿易港としての大村領長崎に対する深堀氏・西郷氏の侵攻の時期に、天正8年（1580）4月、大村純忠は長崎と茂木をイエズス会に寄進する挙に出る。そして翌9年（1581）キリシタンは諏訪山の神宮寺を焼き、瀧村の万福寺・宗源寺等を焼いた。⁸⁸⁾これは大友・大村・有馬の3キリシタン大名による少年使節ローマ派遣、そして本能寺の変の前年であった。長崎実録大成に、「去る天正年中より邪宗門発興して長崎地内の神社佛寺残らず破却せり⁸⁹⁾」とある。

天正12年（1584）には有馬氏要請を受けて薩摩の島津氏は渡海北上し、3月24日、有馬・島津の連合軍は島原市郊外沖田畷に於て龍造寺軍をやぶり、島津勢は長崎をも占領するが、この年有馬晴信は島原合戦勝利のためとして浦上村をイエズス会に寄進する。但し翌々14年に大村純忠は自領としてイエズス会知行地のまま浦上領を回復する。

天正15年（1587）の秀吉による禁教令以後は、度重なる禁教令と共に、長崎は天領となって、貿易特区となると共に、キリシタン処刑・殉教の数奇なる特殊地域となって行く。即ち、1597年2月5日（慶長元・12・19）秀吉による、フランシスコ会ペドロ・パウチスタ神父ら計26名の所謂**日本26聖人**の殉教が長崎の西坂で行われ、1622年（元和8）8月19日、ジョアチン（平山常陳）船長の処刑に始まり、同9月10日（元和8・8・5）のスピノラ神父ら計55人の処刑所謂**元和の大殉教**、同9月12日大村でトマス・デ・ズマラガ神父らの殉教があり、同11月1日の耶蘇会パードレ、ペドロ・パウロ・ナバルロに至る計118人に及ぶ長崎附近・大村・平戸などでの1622年の殉教があった。⁹⁰⁾

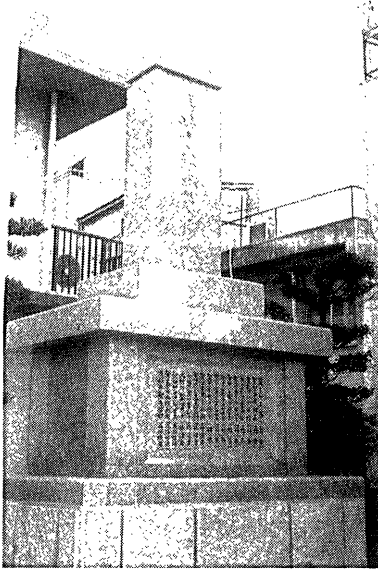
1633年（寛永10）から1637年（寛永14）にかけての殉教は、最近**長崎16聖殉教**と命名された。昭和63年（1988）9月3日、フィリピンカトリック教会のハイメ・L・シン枢機卿が長崎を訪れ、長崎市の中町教会中庭で「長崎十

「六聖殉教者の碑」の除幕式が行われた。この16聖人は1633年から1637年にかけて、日本で布教中に捕えられ、長崎の西坂で殉教したドミニコ会の司祭・修道者・信徒で、日本人9人・フィリピン人1人・スペイン人4人・イタリア人1人・フランス人1人の次の人達である。

	(出身地)	(身分)	(殉教)
1. 聖トマス西	生月	司祭	1634・11・17
2. 聖ヤコボ朝長	出津	〃	1633・8・17
3. 聖ビセンテ塩塚	長崎	〃	1637・9・29
4. 聖マテヲ小兵衛		修道者	1633・10・19
5. 聖フランシスコ正右衛門		〃	1633・8・14
6. 聖マグダレナ(女)	長崎	〃	1634・10・15
7. 聖マリーナ(女)	大村	〃	1634・11・11
8. 聖ミゲル九郎兵衛		信徒	1633・8・15
9. 聖ラザロ	京都	〃	1637・9・29
10. 聖ロレンソ・ルイス	フィリピン	〃	1637・9・29
11. 聖ドミンゴ・エルキシア	スペイン	司祭	1633・8・14
12. 聖ルカ・スピリト・サント	スペイン	〃	1633・10・19
13. 聖アントニオ・ゴンザレス	〃	〃	1637・9・23
14. 聖ミゲル・アオザラザ	〃	〃	1637・9・29
15. 聖ヨルダノ・アンサロネ	イタリア	〃	1634・11・17
	(シシリー)		
16. 聖ギョーム・クルテ	フランス	〃	1637・9・29

この日、シン枢機卿は中町教会を「日本十六聖人教会」と命名した。

次に1637年（寛永14）11月の金鏑次兵衛の処刑と、1639年（寛永16）8月のドアルテ・コレアの殉教にも触れておこう。第2章でドアルテ・コレア報告書によって島原の乱当時の実情を理解したが、彼はポルトガル人であった。島原の乱勃発直前の1637年8月21日（寛永14・7・2）に、ドン・フランシスコ・デ・カステルブランコを指揮官とするポルトガルのガレオタ船5隻が長崎に入港し、6隻目はその翌朝⁹¹⁾入港した。6隻全部の乗組員は972人で、



中町教会（日本十六聖人教会）

白人は150人といわれ⁹²⁾、前年ポルトガル人との混血男女287人がマカオに追放された長崎に着き、前年完成の出島に隔離的生活を余儀なくされながらも、取引は済み、11月上旬（寛永14年9月中旬）に長崎出港の際、⁹³⁾長崎の役人が追跡臨検して「乗組」のデュアルテ・コレアを拉し去ったという。C. R. ボクサーによれば「船長」⁹⁵⁾とあり、平戸オランダ商館日記には「ポルトガルの商人デュアルテ・コレア」⁹⁶⁾とあるが、コレアの「島原一揆報告書」により、「聖庁の用人(familiar do S. Officio)………(私が)管区長のマティウス・デ・コウ

ロス師の辞令によって耶蘇会のイルマン（教弟）となった者」⁹⁷⁾であって、但しホセ・シカルド「日本のキリシタン教会」⁹⁸⁾の「彼は前に長崎の市民であったが、今はマカオに住んでおり、商売のためにマカオから帰って来た」という商人でもあったイルマンといったところであろう。

デュアルテ・コレアの、平戸オランダ商館日記及び長崎県史にみる逮捕記録等は次の通りである。

1. (1637年10月31日（寛永14・9・14・）)の商館日記) 背教した宣教師（金鰐）次兵衛は、彼自身死から免れようと希望して、窮境にある自分に仕送りをしてきた5人のポルトガル人を密告した。この件について、カピテンモール2人、即ちドン・ゴンサロ、フランシスコ・カステロブランコ、ヘトル、及び最も重要な数人について奉行の判決があった。上記の5人の中、今日本にいるデュアルテ・コレアを縛り、皇帝の禁令の違反者として死刑の判決を下し、日本の裁判所に渡すこと。残りの4人のポルトガル人は、日本の命令の違反者として罰せられる様に来年日本につれて来ること（平

戸オランダ商館日記第3輯，502頁）。

2. 背教した宣教師次兵衛の密告により，次兵衛を援助していたデュアルテ・コレアを，日本の裁判所に引渡す様，長崎奉行は命令していた（平戸オランダ商館日記第4輯，549頁注3）。
3. 背教した宣教師次兵衛は，自分に仕送りをしていた5人のポルトガル人を密告したが，この5人中，デュアルテ・コレアだけが日本にいたため捕えられ，残りの4人は，翌年即ち1638年に日本に連れて来るよう，1637年10月31日に，長崎奉行から命令されていた（平戸オランダ商館日記第4輯，551頁注22）。
4. （長崎の奉行所から）呼び出された時，私（ドアルテ・コレア）は何等かの訊問のあることと思いましたが，そのようなことは全く無く，大村の一裁判官の手に渡され，彼と共に行くよう言われました。彼は私をこの大村の地に連れてきました。ここに着いたのは，1637年11月4日（寛永14・9・18）のことです。そしてこれまで信仰のために生命を捧げたパードレやキリスト教徒たちが押し込められた牢獄に投ぜられました（長崎県史料編第3，223～224頁）。
5. 大村領でキリストの信仰のために捕えられ，その信仰のために数々の苛責を受けた。……彼がデウスにその生命を捧げたのは1639年の8月のことであるが，その日は明らかでない（長崎県史同上，231頁）。
6. ドアルテ・コレアは1639年8月，大村で火刑をうけて殉教した（片岡弥吉「金罎次兵衛一件資料」37頁〔私注〕）。

平戸オランダ商館日記に「背教した宣教師と書かれている次兵衛——常に金罎の脇指^{わきさし}を差したところから異名を金罎次兵衛といわれた者について，背教を否定する片岡弥吉氏の詳細な研究「金罎次兵衛一件資料（以下，「一件資料」という）」（注98参照）がある。

金罎次兵衛（トマス・デ・サン・アウグスチノ神父）の経歴及び「背教」と誤解された経緯は次の通りである。

1. 大村領の城下の生れ，父はレオ小右衛門，母はクララおきあ。次兵衛の洗礼名はフライ・トマス。

2. 次兵衛6才のとき（「一件資料」11頁）には、「両親は彼をイエズス会の修道者に教育を委ね、有馬のセミナリヨに入学させた」とあるが、同7頁には「両親の反対にもかかわらず、人文学の研修の為に、自ら進んで赴き」というアウグスチノ修道士、1630年8月2日マニラにて、の手紙を紹介してある。
3. 1614年（慶長19年 — 長崎のキリスト教会堂11ヶ所破壊の年）マカオに渡る。
4. 1618年（元和4）マカオよりひそかに帰国。
5. 1622年（元和8）マニラに渡る。
6. 1623年（元和9）11月26日、アウグスチノ会修道士として着衣す。
のち、セブのアウグスチノ会修道院に巡礼し司祭に叙階ののち、命令によってマニラに帰る。
7. 1630年（寛永7）マニラより、キリシタン弾圧下の日本に上陸し、長崎奉行竹中采女正重次の馬丁となり、
入牢中のフライ・バルトロメオ・グチェレス神父（アウグスチノ会日本管区長、1632年昇天）と会い、長崎のキリシタンと連絡をとる。
8. 次兵衛は長崎のみならず、大村・有馬地方にまで布教活動するため奉行所から失踪す（説教所に潜入した佛僧により次兵衛の似顔絵が出来る）。
9. 寛永10年（或は12年か⁹⁹⁾次兵衛徘徊の情報により、佐賀・平戸・島原・大村各藩の役人を動員し、（長崎）浦上村往還筋より面高村まで（西彼杵半島の大部分）の山中を山狩り（山関という）を行う。但し行方知れず



金鑿谷

（「一件資料」26頁）。

10. 寛永12年（1635）金鐔次兵衛探索のため「往来手形」の制始まる。¹⁰⁰⁾
11. 金鐔次兵衛が逮捕された日は、寛永14年6月15日（1637・8・5）である（「長崎実録大成」260頁）。

平戸オランダ商館1637年8月8日（寛永14・6・18）の日記に、「今日、商館員ウィルレム・フェルスデーヘンの長崎からの手紙により、次のことを知った。昨年多くの困難を冒して、トードス・オス・サントスにいたキリシタンの宣教師が百姓の家で捕われた。彼は40才位の日本人で、次兵衛という」とある。

※1636年11月1日逮捕説（「一件資料」2頁、34頁）は、上記平戸オランダ商館日記の裏付けにより誤りである。

12. 1637年8月21日（寛永14・7・2）朝10時ごろ、フライ・トマスを長崎の牢から引き出し、12人の日本人男女を一しょに処刑することにした。彼らはフライ・トマスの宿主と家族たちであった。（「一件資料」19頁）。
13. 「1637年8月22日金曜日の夕方、我々はマカオから6隻のポルトガル船で長崎に上陸した（注91参照）。いつも殉教の場所になっている所に、12人の日本人の男女が幾つかの穴の中に逆さ吊りにされており……これらの聖なる人々の中に、聖アウグスチノ会のトマス神父という日本人の修道士がいた」（「一件資料」33～34頁、「1638年マカオにおけるプロチェス記録」）。
14. 「（1637年8月）3日間も吊されていた。23日土曜日午後6時ごろ、彼は穴から出された。気を失っていたが、まだ生きていた。……彼はまた長崎の牢にもどされ……息を吹き返した時、神の僕（次兵衛のこと）は自分がまだ生きているのは、（殉教の）冠を手から落したことだとして大いに苦しんだ」（「一件資料」19～20頁）。
15. 「（1637年）8月22日（寛永14・7・3）マカオから6隻のポルトガル船が入港した。この機会に暴政者たちは、フライ・トマスに布施をした人々が、それらの船に乗っているかどうかを調べたかった。それというのは、フライ・トマスの宿主の1人であったジョアン・リベイロ（又の名を庄左衛門）という者があった。（彼の妻イサベラ・ピンタはキリシタンとして

日本から追放され。マカオに住む)。このジョアンは、フライ・トマス(次兵衛)を宿させたということになっていたが、死を恐れ、生命を助かるために、ポルトガル人たちについてひどい陳述を行なったのである。

- ①フライ・トマスに布施をした人々を密告した。(しかし彼が他のユダの如く、自分の同朋たちを裏切るために神の手から離れたのに、神の御摂理で、裏切られた人は、それらの船には1人も乗っていなかった)。
- ②ドアルテ・コレア(商売のためにマカオから帰って来た)が神の僕(次兵衛)に布施をした嫌疑で捕えられた。しかし彼の名は名簿にはなかった。彼の手から布施がされたのに(リベイロは彼の代父 *Compadre* だったので)その名を名簿に乗せなかった。
- ③彼(ドアルテ・コレア)の名が名簿になかったので放免された。けれども彼はこの神の僕(次兵衛)にも、他の宣教師たちにもよく尽くしていたので、(後につかまって)殉教した。

この間、長崎奉行は悪魔的利口さから、次兵衛は信仰を捨てたから生命を助かったのだという噂を拡めた。ゼンチョ(異教徒、ここでは日本人のこと)たちは新しい噂を言い触らした。この噂をうけ売りしたのは背教者たちであった。これはまことらしい噂であったので、キリシタンたちは、たとえそれを信じないにしても、偉大なこの福音の使徒(次兵衛)の名誉に疑惑が持たれているのを見て非常に心を痛めた。(牢内で)次兵衛は、自分が信仰を捨てたという噂が全日本に拡がったということを知った。(以上は「一件資料」20～23頁)。

※ジョアン・リベイロは、告発をしたから許された、というわけではなく、火刑に処せられた(「一件資料」39頁)。

16. 1637年9月1日(寛永14・7・13)、次兵衛をかくまった14人の日本人の男と、3人の女は処刑場(西坂)に連れて行かれ、いつものように逆さまに吊され、例の穴の中で3日から6日以内に死んだ。遺体は再びキリシタンの手に戻らぬよう、かごにつけられて、長崎から3哩の伊王島(ポルトガル人は馬の島と呼んだ)の沖に捨てられた(「一件資料」41頁)。

17. 金鰐次兵衛の処刑日

「(1637年) 11月6日(寛永14・9・20) 木曜日、長崎の牢からフライ・トマス(次兵衛)と日本人たる3人の男と、1人の美しい婦人を引き出した。彼らはフライ・トマスの宿主でもあり、友人でもあった。フライ・トマスはその国で用いられる小さな駕籠に入れられるとき、大きな声でキリストの信仰万才! Viva la Fè de Christo といった。そして道中でも同じことを繰返したので、口に猿ぐつわをはめられた。(5人は) 吊り台に両足を吊され、腰に石の重りをつけた板をつけられた。いちばん苦しみ短かったのはフライ・トマスであった。それまでうけた数々の責苦に弱り果てていたので、すぐ息を引き取った。ゼンチョたちは殉教者たちが死んだことを知ると、その体を引き上げ、キリシタンたちに遺物をとられないように、海に捨てたが、海から浮き上らないように重い石をつけた(「一件資料」24～25頁)。

1637年11月9日平戸オランダ商館日記に、「商務員ウィルレム・フェルステーヘンの報告により、次のことを知った。キリシタンの男3人、女1人及び背教した宣教師次兵衛が逆さ吊りにされた」。

同11月13～14日の日記に、「長崎から次の話を聞いた。背教した宣教師次兵衛は2日間つるされていた後、まだ生きていたので下ろされ、ばらばらに切られ、焼かれ、灰は海に投入られた」(平戸オランダ商館日記第4輯, 21頁, 23頁)。

この金鰐次兵衛の殉教前3年間に、637名のキリシタンが殉教した¹⁰¹⁾と伝えられる。

さて、第4次にわたる鎖国令の後、寛永15年に島原の乱が終り、その翌寛永16年(1639)ポルトガル人入国禁止の第5次鎖国令を以て鎖国完成となるが、鎖国そのものの功罪はともかく、徳川幕府が相当なる覚悟を以てそれを断行したことだけは間違いない。

トインビーによれば、「当時の事態を別の面から眺めると、16世紀と17世紀の変わり目までに土着の軍隊による政治的統一が不完全で不安定であった日本は、その危機に際して政治的統一が外来の容赦ない征服者によって中央

アメリカ世界に押しつけられたように、外国人によって押しつけられる政治的統一の危険にさらされていた。1565～71年のスペインによるフィリピン征服、1581年のポルトガルとスペインのスペイン皇帝の下に於ける連合、1624年のオランダの台湾征服は、ポルトガル人が1540年代以来接触していた西太平洋のもう一つの島国を襲うかもしれない運命を示唆していた¹⁰²⁾。「日本の政治家が恐れたのは、その外国の宣教師たちによって西欧のキリスト教に改宗させられた日本人が、この宗教の狂信的な精神まで自分のものにして、その危険な影響の下に、西欧で今日“第5列”と呼ばれているものになることだった。そしてもしそういう計画が実際にあって、それが成功すれば、ポルトガルやスペイン人自身は別に日本の独立を脅かすものではなくても、やがては日本人の中の裏切りものを利用して、日本を征服することを企てるかも知れなかった。つまり17世紀の日本政府は、20世紀の西欧の世界で今日、共産主義を非合法化し、弾圧しようとする動きが起こっているのとおなじ理由から、当時のキリスト教を非合法化し、弾圧したのであった。そしてこの二つの西欧的な宗旨に共通の要素 — そのいずれもがユダヤ民族から受けついた宗教的な狂信が — アジアの国々でキリスト教の布教をやるばあいの障害となったのである」¹⁰³⁾

トインビーはまた言う。「積極的な外国の宗教の方が、積極的な外国の技術よりも、その衝撃を受けた国にとっては明らかにずっと大きくて直接的な危険になるものであって、それには、その宗教に改宗したものが“第5列”になるというようなこととは別なもっと深い意味がある。……宗教の形をとって侵入してきた積極的な文明は、技術の形をとったものよりも烈しい抵抗にあうわけであって、これで我々はロシアや極東で西欧の文明がなぜ最初のときは拒否され、2度目のときは受け入れられたかを理解することができる。

15世紀のロシア及び17世紀の極東では西欧文明はその人びとが西欧のキリスト教に改宗することを要求したために拒否されたのであり、このキリスト教という西欧文明の伝統的な宗教にたいするこの文明自体の態度が、熱烈な信仰から冷い懐疑主義に変わると同時に、この文明を普及させる仕事の成

果も、みじめな失敗から顕著な実績に転じたのは決して偶然ではない¹⁰⁴⁾と。そして「彼ら（徳川幕府）は西欧文明を秤にかけて、欠けているものがあることを見出し、追いつくことに決め、必要な力を動員して事実上の鎖国という考え抜いた政策を無難に実施することができた¹⁰⁵⁾とも観じている。

1596年（慶長元）10月19日にスペイン船サン・フェリペ号が遭難して土佐浦戸港に入港したが、その水先案内長が洩らした不用意なことば——日本人通訳を驚かすために見せた世界地図に示されたスペイン王家の広大な領地を説明しているときに、スペインが政治的意図をもって非西欧国の占領を企図する際の第一の活動は、宣教師を派遣して原住民のキリスト教団を組織することである。時期がくると、その教団はスペイン侵略軍の先鋒として働く、これはつまり「先教後征」ということでありまた長崎実録大成の「阿蘭陀人忠節之事」の項によれば、元和3年（1617）オランダ船が曳航した唐船造りの船の中から、呂宋より日本に潜行のパテレンに宛てて「日本に於てキリシタン宗門に傾く者過半これある（とき）は、即刻注進すべし、軍船数多差越すべし」という文書が見つかるなど、秀吉・家康の潜在的警戒心となっていたことは十分に考えられるであろう。

また、キリスト教の会派及び宣教師により異ったやり方——C. R. ボクサーによれば、「イエズス会にとって迷惑千万なことに、スペインのフランチェスコ会の宣教師は、未開民族に対して成功した布教活動の徹底した方法が無謀にも日本人に適用した。彼らは貧民に施し物をしたが、日本のイエズス会はそういうことをしなかった。また彼らの目標は、明らかに日本貧民層をキリスト教に集団的に改宗させる事であった¹⁰⁶⁾」。

要するに、スペイン宣教師のまづいやり方は、新しい日本の中央政府の眼を日本の独立に対するスペインの脅威という現実に向かって開かせた、ということであった。

ともあれ、1639年5月20日（寛永16・4・18）の平戸オランダ商館日記によれば、第5次鎖国令の直前のこの日、大目付井上筑後守政重は、「ポルトガル人を厳しく非難し、私は長崎にいるポルトガル人カピテン2人、及び今年来るポルトガル人全部を十字架にかけたい。そうすれば多年の間彼らのた

めに罪もなしに死んだ多数の人々の数だけ集め、数えることが出来るだろう¹⁰⁷⁾と、島原の乱のほか、禁教ゆえに死んで行った日本人を惜しむと共に、禁じても禁じても潜行して布教するポルトガル人を呪うところまで事態は進んでしまっていたのである。

さて、1640年のポルトガル使節団の「受難」に入るが、それらの使節団は殉教者として遇されているが聖人には列していない。また使節としての受難が殉教と認められたのは、入牢中、通詞を通じて背教するか又は棄教でもすれば死罪をゆるすということばに対して、これを拒否して¹⁰⁸⁾刑死したからである。

第2節 ポルトガル船入国禁止

通航一覧巻146の長崎港異国通商総括部9「上使」の項に

太田備中守

右者、寛永16年南蛮船日本渡海一切御制禁の趣仰せ渡され、在津の南蛮人残らず追放されるの節、到着これ有り

と太田備中守の長崎派遣到着が記録されており、そのときポルトガル人に対し通告した鎖国令の条文、所謂がれうた御仕置奉書は次の通り¹⁰⁹⁾である。

太田備中守御前へ召され、御用之覚書渡し下さる、所謂

条々

1. 日本国御制禁と成され候切支丹宗門之儀、その趣を存じ乍ら、彼の宗を弘むるの者、今に密々指渡のこと
1. 宗門の族、徒党を結び、邪の儀を企つる、即ち御誅罰のこと
1. 伴天連同宗旨の者、かくれ居所へ彼国よりつけ届物送りあたうること

右、茲に因って、今よりかれうた（ガレオタ船）渡海の儀、之を停止され^{オツ}單んぬ。この上、もし差渡においてはその船は破却され、並に乘来者

は速かに斬罪に処さる可きの旨、仰せ出さる所なり、よって執達すること件んの如し

寛永16年（1639）卯7月5日

対馬守（阿部重次）

豊後守（阿部忠秋）

伊豆守（松平信綱）

加賀守（堀田正盛）

讃岐守（酒井忠勝）

大炊頭（土井利勝）

掃部頭（井伊直孝）

重複するが、平戸オランダ商館日記の記録は次の通りである。

「キリシタンの教え・信仰は、日本で非常に厳しく禁止されているのを知りながら、その教師は、今日までこの教えを秘かにひろめるのを怠らなかった。この教えを受けた人々は、彼らと協力し、悪の道に入り、禁令を破り、彼ら（自分ら）の君主達を敵と言い、それに手向うために生命をささげ、生命を捨てる、と言っている。宣教師と、彼らを日本に隠しているその教えを受けた弟子は、この地方で助けをうけ、食物を与えられ、養われている。

以上の理由から、ガレオット船が日本に来ることは厳罰をもって禁止された。上記の禁令があるにも拘らず、彼らが敢えて当地に来ようとするなら、その船は沈め、これに乗って来た人々は虐殺されるだろう¹¹⁰⁾」

これが第5次鎖国令で、これによって鎖国完成となる。平戸オランダ商館日記によれば、オランダ側はポルトガル側よりも前に、上記の文書を平戸の奉行から8月22日（寛永16・7・23）に受取っている。1639年のポルトガル長崎入港船は8月17日（寛永16・7・18）にガレオット船1隻（マカオを出た3隻の船が台湾附近で離れ離れになり、1隻はあとから長崎に着いているようである）であって、慣例通り大砲は全部、人足により陸に運ばれ¹¹¹⁾、ガレオット船は大村領の大きな船3隻に見張られた。¹¹²⁾

ポルトガル側への通知は、8月31日（寛永16・8・3）午後、太田備中守

が「約700人の貴族・召使・兵士と共に」¹¹³⁾長崎に到着し。

9月2日(寛永16・8・5)「島から主なポルトガル人5人と、牢獄から先年のカピテン2人が、裁判所の、使節備中殿と2人の奉行の前に連れ出され、短い言葉で、使節備中殿から、次の様に言われた。

1. 厳しく禁止されているにも拘らず、貴下及び貴下の国により、今日まで絶えず日本に宣教師が運ばれた。
2. 貴下の国の宣教師とその弟子は、彼等の計画を果すため、援助を受けている。
3. このため臣下がその義務を怠り、多数の人々が死ぬことになった。

これらの理由から、貴下達は皆死に値し、皇帝は貴下を裁き、死刑にする所であるが、慈悲により、貴下に生命を与え、次の様に命令した。貴下は退去し、二度と日本に来ない様に。貴下がこの禁令を犯すなら、今それに相応しいことが、貴下に行われるだろう。

ポルトガル人は、頬に涙を流して答えた。皇帝が命令したことは、行われるだろう。しかし我々の悲しみは、貴下に次のことを言えと我々に強いるのだ。即ち我々が望むのは、日本の禁令を犯した人は死刑になっても、この件について無実な人は、この国に渡航を許されることである。何故ならマカオは、日本から食物を得ており、我々がこの航海を失えば、非常に惨めな状態になることが、十分わかっているからである、と。しかし、この返事と哀訴は考慮されず、聞かれなかった」¹¹⁴⁾。

9月3日(寛永16・8・6)

「朝早く、大小のシナ船の船長と所有者は、使節(太田備中守)と奉行の前に現われた。彼から一同に、次の文書が読上げられ、その後、写しが手渡された。

宣教師とその弟子を、貴下が日本に運ぶことは禁止されていたが、この禁令は今回強められ………(次の対オランダ文書と同文)¹¹⁵⁾」。

9月4日(寛永16・8・7)

オランダ側は、この日長崎奉行所に呼ばれ、太田備中守から文書による命令を受けた。¹¹⁶⁾

覚

1. 切支丹宗門之儀、堅く御禁制の上、弥守其旨、彼法を弘むるもの乗
 来るか可らず、若し違背致し候者、其船中悉く曲事（沈められる）を
 なす可く、自然隠し載り来るにおいては、同船の者たりというとも、
 之を申上ぐ可し、きっと御褒美下さるべきものなり。

是は、阿蘭陀人へ相伝之覚書

（徳川禁令考第6帙巻61）¹¹⁷⁾

9月5日（寛永16・8・8）

西国の全領土の奉行全員は裁判所（長崎奉行所）の使節備中殿から、將軍
 の切支丹禁制の命令を受けた。¹¹⁸⁾

通船一覽巻183によれば、太田備中守は江戸へ戻る途中、周防国上関及び
 藩磨国室津にて「中国・四国諸大名の家人をまねき、もし蛮船所領の地に着
 岸せば、番人を付け置き、速かに注進すべき旨」を伝達している。

またこのとき、幕府は入国禁止通達の上使、太田備中守とは別に、宗門奉
 行の井上筑後守を長崎に派遣している。通航一覽巻146に

井上筑後守

右者、同年（寛永16）南蛮船3艘入津す。去年渡海御制禁の旨仰せ渡さ
 るのところ、押して渡来の段不届至極に付き、きっと帰帆を令すべき旨
 仰せ渡され、且つ又長崎にこれ有り暗厄^ア利^リ垂^ス人の種50人、蛮国に相渡さ
 るの節、到着これ有り

とあり、同巻170に、「寛永16年の事にや、紅毛国も蛮国に類せし水土なれば、
 その種子、日本の種子に混雑すべからずとて、則平戸・長崎に在りし紅毛血
 脈の輩11人、ジャガタラへ放流せらる。此地には紅毛人住居あり、紅毛船は
 日本渡来停止にもあらねば、年毎に来れる紅毛船又は唐船も其地に往来ある
 ゆえに、故郷の親族或は友だちなどへ、文を遣わし、送物など品々ありし、



じゃがたらお春の碑（玉園町・聖福寺）

その中に長崎何れの町の女人、父は紅毛人¹¹⁹⁾にて名をはるといい、此よし14才なるをジャガタラへ流されたり」とある。これはジャガタラお春ら、寛永16年秋の英・蘭人妻子追放（平戸から蘭船ブレダ号乗船）の事件である。

この当時、幕府はオランダ人といえども姦通刑に死刑を科していた。1640年1月11日（寛永16・閏11・18）～12日の平戸オランダ商館日記によれば、「当地の商館にいる用度係ハンス・アンドリースは、去る12月18日の夜、日本人の人妻と寝ていたので（日本の法律により）日本の裁判

所により死刑の判決が下され……日本では姦通はきびしく調べられ、全く小さな過失、即ち既婚の女の手をとり、或いは彼女と一つの部屋にいただけでも、これが明るみに出れば、それだけで死刑に値するのである。殊に皇帝の禁令は、この国の混血を防ぐため、日本の女が外国人と、或いは外国人が日本の女と会話することを禁じている。このためこの非行は二重のものとなった」とあり、同1月14日「午後、上記の用度係ハンス・アンドリースは今月11日に行われた日本の裁判の判決に従って、白い岬即ち墓地の附近で、その女と共に首をはねられ、この悲しい光景は終わった。……夕方、プレジデント・カロンは平戸の奉行の家に呼ばれた。彼からの命令は、プレジデントは、船及び商館の人員に、この様な悲劇が起らない様、規制を設けねばならない。何故なら、既婚の女だけではなく、未婚の娘、或いは未亡人が、外国人と一緒にいたことが明るみに出れば、死刑となるからである」とある。

さて、マカオでは寛永14年10月から15年（1638）2月末までの島原の乱以前から、幕府の切支丹禁制がより厳しくなるであろうと懸念していたので、

寛永15年に耶蘇会バードレのフランシスコ・シブリアノが日本に渡航しようとしたのを、マカオの司令官・司教・耶蘇会地方区副長らが協議して、その渡航を禁止し、彼をインドに送還した。また、マニラから宣教師を日本に派遣するという噂をきき、そうなればかねての長崎奉行の達しの通り、マカオの船は焼かれ、乗船している乗組員・宣教師共に殺されるということで、マカオからマニラに快走船を派遣して、止めるよう取締りを請うている。¹²⁰⁾

そして、マカオの当局は（遅まきではあるけれども）、將軍はじめ幕府要路の人達の歓心を得る必要を感じている。1639年1月12日のマカオ市議事録によれば、「従前、要路に贈ったメアング（土産）の品は、長崎のポルトガル住民の家について得た甚だ粗末なものであったから、特にケベス・フォンテジョ・エ・アクヲに43貫470匁を与えて適当な品物を調べさせることに決定した」とある。但しその結果は、「1639年（寛永16）秋、ポルトガルのガレウタ船が長崎に来たが、これが最後であった。司令官^{カゼタン・モール}バスコ・パリーヤ・ダ・アルメイダは追放文の写を手交せられ、最初の順風を以て出帆せよと命ぜられた。官憲達は、ポルトガル人が日本の商人に投銀で借りていた借金を返すことさへ許さなかったらしい。——日本の商人には残念であったろうと想像される。ただ米と飲料水だけが支給された。そして1639年10月17日（寛永16・9・21）にアルメイダはマカオに向けて出帆した」¹²¹⁾。

これより前、寛永15年2月末の島原の乱終了後、松平伊豆守は長崎に立寄った折、諸所を見分して、異国船監視のため（長崎の南西端）野母の日野山（一名権現山）に遠見番所を建てさせ、異国船を見掛け次第に長崎奉行所に注進させること¹²³⁾と、長崎から近国に急を告げる狼煙^{のろし}をあげさせることとして、長崎の斧山（現・烽火山）に烽火所をつくった。また翌寛永16年には長崎の警備のため、（肥後国主）細川忠利・（天草領主）山崎家治・（島原城主）高力忠房に、毎年長崎港に御用船2艘づつ出させる事となった。¹²⁴⁾

長崎奉行は、これまで凡そポルトガル船滞留の期間、即ち（旧歴）6月上旬に長崎到着し、同10月中旬に帰府することになっていたが、寛永14年の島原の乱勃発のとき、榊原飛騨守・馬場三郎左衛門の2奉行は、12月5日長崎着、同7日島原に出陣し、これ以後年中在勤となって、与力5騎・同心20人

が任命された。

さて、ポルトガル船が長崎を出航した後の経過は次の通り¹²⁵⁾である。

1639年10月末日（寛永16・10・5）

長崎に行った船2隻がマカオに帰港して、日本からの命令を伝えた。同日に開かれたマカオ評議会は6人の委員を選出して、これに適宜の処置を一任した。

それから、このことをインド総督に報告させるため、ロドリゴ・サンチェス・パレデスをゴアに派遣し、またマニラにはミゲル・デ・マセドを派遣して、諸島長官に通知させることとなった。

1640年3月13日マカオ会議

日本との通商が絶えれば、マカオ市は荒廃して、オランダに占領され、因て南方の諸邦の破滅となり、又（ポルトガル）王家の財産に著しい損失を及ぼすおそれがあるから、使節を日本に派遣して、再び通商を許す意なきやを明らかにすることに一致し、その経費は国庫から支出することを決議した。

1640年5月18日マカオ会議

ルイス・パエス・パチェコ、ロドリゴ・サンチェス・デ・パレデス、ゴンサロ・モンティロ・デ・カルバリョ、シマン・バス・デ・パイバの4人を使節に選び、これに通商再開に関する交渉の全権を委任し、又、銀100貫目を託し、必要に応じて之を支出する権限を与えた。

1640年6月22日

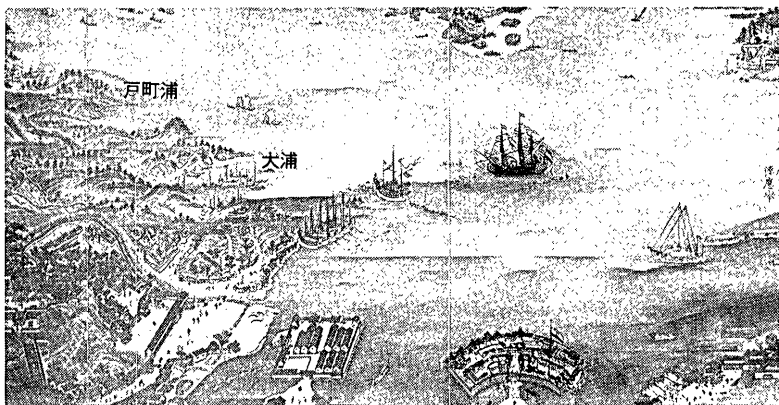
使節団は、この日マカオ出帆の船で出航した。

1640年7月6日（寛永17・5・17）

使節船は、長崎港外に着いた。

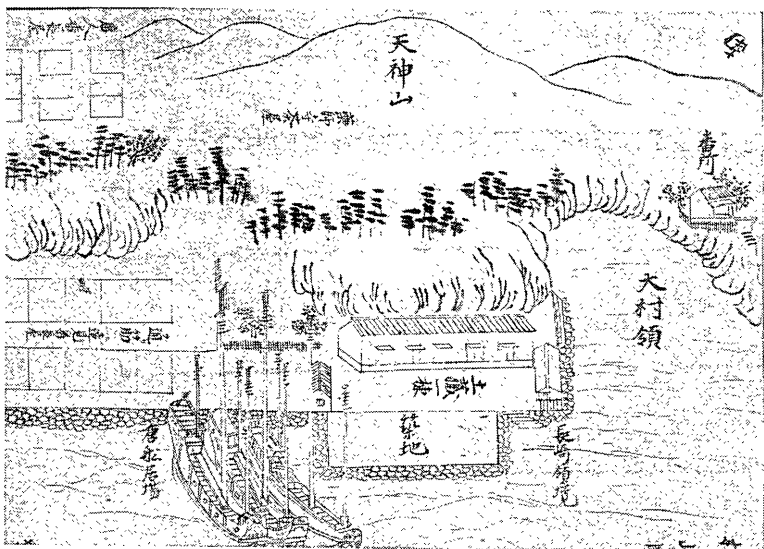
第3節 ポルトガル使節団の受難

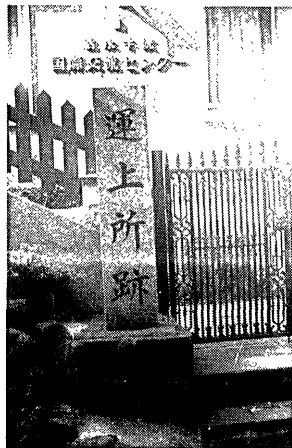
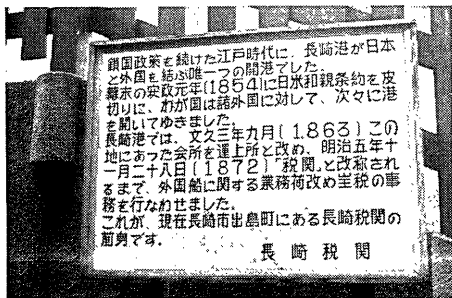
ポルトガル使節船は、1640年7月6日（寛永17・5・17）に長崎に到着した。到着した場所は、長崎市史¹²⁶⁾によれば、「長崎港外に着し……船は曳かれて港内に入り」とあり、平戸オランダ商館日記¹²⁷⁾によれば、「長崎の外の戸



町という場所に、ポルトガルのガレオット船が、投錨したことを聞いた」とあり、長崎叢書¹²⁸⁾によれば、「5月17日、南蛮船1艘来り、戸町浦口に泊し、通商を復せんことを請う」とある。

このとき、「戸町御番所」はまだ設けられてない。到着場所を、「長崎港外」「長崎の外の戸町」「戸町浦口」と書かれてあることから、素直に現在の戸町棧橋もある戸町の入江と解すべきか、とも思うが、警備の番所もない辺鄙





な浦への碇泊及び「曳かれて港内に入り」
という記録からすれば、寛永17年当時の長
崎奉行所（寛永10年以後現長崎県庁の地）¹²⁹⁾

から望み見えず、且、天領長崎の外であり、当時大村領戸町村に属していた
「戸町村の大浦」に碇泊したのではなかったか、とも考えられる。時代は下
るが、「長崎の町の南端、梅香崎に接した大村藩の大浦番所は、鎖国時代に
長崎港の口番留所として抜荷の監視・取締り、特に幕末期に入ると唐館に潜
入しようとする不法中国人を監視・逮捕する水際作戦に従事しているが、上
知後は長崎代官の支配下に置かれ、次いで開港とともに一時的ではあったが、
対外門戸として最初の港会所に生まれ変わっている。（現在、その跡としてオ
ランダ坂の活水短大入口のところに碑が建っているが、会所（番所）のあっ
た丘地は居留地造成のため削取られているから、正確な位置は霧散している。
……この大浦番所から湾頭の当時網場といわれた石橋に至る海岸付には、
約80軒の浜百姓が背後の網場山（東山手）の畑地で自給しながら、前面の海
上漁業で生計を立て、一面、遠方から物資廻送のため入津してくる廻船目当
の接客業も兼ねていた」¹³⁰⁾とあり、また「正保4年（1647）のポルトガル船
入港騒動のとき、大村藩は長崎町寄りの自領、南山手の地域に陣を張り、…
……梅香崎台場が文化元年（1804）のレザノフの来港に際し、大村藩が陣を
張った現在の活水学院の地」¹³²⁾として、そこは長崎とは異なる大村藩の領地で
あった。

入港船については、長崎叢書に「南蛮船」、長崎縁起略に「呂宋船」、通航¹³³⁾

一覧巻183に「かれうた船」「南蛮船」とあり、1640年7月9日の平戸オランダ商館日記には「ポルトガルのガレオット船が投錨(と聞いた)」、同年7月10～11日の商館日記に「今月6日に、シナ風の竹の帆をあげて長崎に到着したガレオット船には……」¹³⁴⁾とあり、長崎港草には、「寛永17庚辰の年5月17日、唐船1艘入津せり」とあって、どのような船であったのかははっきりしないし、各書とも船名を書いたものはない。これは、1965



年にマカオで発行された“Embaixada Mártir”(殉教者になった使節団)によれば、この時の使船団が乗って長崎入港した船を“Chô”と書いてある。この Chô はまた、1954年にマカオで発行された中国のジャンク等の船の解説書¹³⁵⁾によれば、中国音の“T’Ó”とあり、長崎実録大成¹³⁶⁾の唐船図の説明“鳥船”がこれに当るであろう。但しこの書の編輯者・田辺八右衛門は、「此船の式、鳥に像どりたる故、鳥船と名づく」と書いているが、中国音の「チョウ」を感違いし、こじつけの説明をしたと思われる。何れにしても、マカオ側で傭船した中国船のジャンクであったので、船名も記録されてなかったのである。

この船が錨を下したあと、奉行所から通詞達が小舟でやってきて、何をしにきたか、商品としての織物を積んでいるのか等と質問し、使節団は長崎奉行宛の文書を依頼した。¹³⁷⁾その内容¹³⁸⁾は次の通りである。

我々は貴下に我々の到着を知らせるため、この手紙を送る。我々は、マカオの町の使節として、ここに投錨した。皇帝(将軍のこと)が我々が

この国に来ることを禁止しているので、我々はこれ以上、京へ進む勇氣がない。しかしもし我々の口頭及び書面による働きかけが役立つものならば、貴下の前に出頭したいものと、心から恭々しく願っている。

マカオの4人の使節

ルイス・パチェコ

ロドリゴ・サントス

ゴンサルヴォ・カヴァレオ

シマン・ヴァス・デ・パイヴァ

それから、かなりの時間が経って、再び奉行所の役人と通詞を乗せたやや大きな船2隻がやってきて、使節団に先刻と同じような細かい質問をした後、使節船は曳かれて出島の前に投錨した。奉行所の役人は使節船乗船全員のリストを作り、見張りの船を残して、上陸した。¹³⁹⁾

翌7月7日(寛永17・5・18)の午後、奉行所役人と通詞たちが来て、使節船の大砲を外し、武器をすべて回収して陸へ運び、使節団には、翌日の日曜日の上陸出来ることを告げた。¹⁴⁰⁾

7月8日(寛永17・5・19)使節船 *Chô* には、船の管理のため、黒人水兵が1週間交替で8人残されることとなり、その他の乗船の全員が出島へ連れて行かれ、*entulho*(直訳はガラクタ。ここでは狭い家々で窮屈な出島の意)に閉じこめられた。その *entulho* に面した通りの門は鍵がかけられて、大村藩兵士に監視された。当時、長崎の人達はポルトガル人やキリシタンの友人であったので、信用できないとして大村の兵士がそれに当てられたのである。¹⁴¹⁾

7月9日(寛永17・5・20)長崎奉行馬場三郎左衛門が使節団に使をやっけて、出島で生活するに不足するものはないかと尋ねさせたが、使節団は何もありませんと回答した。また奉行は、江戸へ送る使節文書を提出するよう指示した。¹⁴²⁾

7月10日(寛永17・5・21)使節団は、江戸への貿易再開願文書を提出した。¹⁴³⁾ 平戸オランダ商館日記によれば、4人の使節は、奉行に口頭で次のよ

うに言上したと記録されている。

「昨年、当地からマカオに現れた2隻のガレオット船により、皇帝はポルトガル人が彼の国に来るのを禁止したことを知り、心から残念に思っている。我々はマカオの町が、これまで皇帝の恩寵により繁栄し、保たれたのをよく知っている。同様に、そこの住民は（日本から立去るなら）飢えや貧困や極度の窮乏により、破滅しなければならないことをよく知っている。彼らは宣教師やその一味を、決してマカオから日本に送ったことはないし、これらは皆、マニラにより行われたのである、と直剣に宣言している。しかしそれにも拘らず皇帝がこのために我々の入国を拒むのは、十分理由のあることである。我々は皆キリシタンだからである。我々はマニラに特使を送り、今後日本に宣教師を送らせないよう、厳重に見張ってほしい、と依頼した。同様に我々は今年、スペイン人・ポルトガル人が居住する各地に命令を出し、貴下達はそれぞれ今後宣教師を送り、その教えを弘めるのを中止してほしい、と依頼した。従って我々は、マカオの町と住民の名で、彼らが日本で貿易することを許可してほしい、と恭々しく希望する。そして今後、宣教師を送らないことを保証する。もしこの反対のことがわかったら、我々自身、ガレオット船・積荷を、保証として留め、最高の閣老の賢明な判断のままに、死刑に処してほしい¹⁴⁴⁾と。

実際に、ポルトガル人渡航禁止の報はマカオに大きな衝撃を与えたのは間違いなく、当時、オランダ艦隊によってマラッカ封鎖が強化されており、ポルトガルの東アジア海域のルートは、イギリス東インド会社との休戦協定によって辛うじて連絡が保たれていた¹⁴⁵⁾という情勢下に於て、日本貿易の存続が彼らの頼みの綱であったので、何としても幕府に対し鎖国令をゆるめてもらう必要があったのである。

平戸オランダ商館日記では、長崎奉行に言上のあと、使節団はマカオの町から長崎奉行宛に書かれた書簡を渡した、とされており、その訳文¹⁴⁶⁾は次の通りである。

謹んで貴下にこの書簡を送る。

今まで我々は、出来る限り日本に奉仕し、すべての要求された品物を、我々のガレオット船により、皇帝の役に立つよう、毎年長崎に送るのを怠らなかった。しかし昨年（1639）、遂に皇帝は我々が彼の国に来るのを禁止し、二度と来ないよう我々に命令した。このことは、我々のガレオット船が何も処理出来ず、取引もしないで帰ったことから明らかである。これは、この町の市民と商人に、大きな悲しみをもたらした。この災難により、（これが続くなら）この町（マカオ）とその住民は非常な悲慘に陥り、住民は逃亡し、この町が廃虚となることしか期待出来ないからである。このことをすべて考え、我々一同はペンでは書き表わせないほど嘆き悲しんでいる。

他方、我々は日本商人の多額の資本を預かり、これもこの機会に完済することが不可能になろう。そこでこれらの人々も大きな損害を蒙ることになろう。我々は皇帝がこれを黙認せず、上記の金額が関係者の満足となるよう、適当に完済されるまで、我々の取引は許されるものと希望している。

貴下が（日本で以前と同様、通商を許してほしいという）我々の願いを、最も適当な方法で、皇帝に提案してくれるよう、恭々しく請願する。上記のように預かっている金を完済するためである。この目的のため、これらすべてを処理するため、今回我々は、4人を（我々の町の最もすぐれた人々の中から選んで）我々の心からの願いと共に送る。貴下の好意と援助により、我々の窮状が皇帝と閣老に伝えられ、これにより、我々の願いが聞かれ、希望が容れられるためである。これについて我々は常に感謝するだろう。

（1640年）5月2日

マカオの町の幹部

長崎奉行（殿）

また、次の文書は、平戸オランダ商館日記によれば、「この翌日（7月13日）、4人のポルトガル使節は、彼らの要求により、再び奉行三郎左衛門殿の前に出て、次の文書を渡した」となっているが、これは8月14日（寛永17・6・27）という処刑されてから11日後の日記であり、しかも、平戸に於て、「彼（平戸侯）の家に挨拶に行った。ここで平戸侯から、長崎でポルトガル人と使節との間で起った出来事について聞いた。使節¹⁴⁷⁾（加々爪民部）らは平戸侯にこの書面を渡し、我々はこの文書の写しを借りることを許された¹⁴⁸⁾とあるので、ポルトガル使節団のうち帰国を許された13人の証言による“Embaixada Mártir”によって、前頁の文書と同じく7月10日のことである、としたい。そのオランダ商館の訳文¹⁴⁹⁾は次の通りである。

昨年当地から出発した2隻のガレオット船が、その積荷と共に第10の月5日に、マカオに到着した。これにより、皇帝はポルトガル人が、その国に来るのを禁止したことを知った。そこで我々の町の住民は、非常に惨めな状態に陥り、我々のペンで書き現わせない程である。彼等は窮乏し、もはやその妻子を養う方法を知らず、餓死しなければならないことは明らかである。既に我々の出発前に、悲しみのため、みずから生命を断った人々もあるという悲しい経験から、このことを十分に示すことが出来よう。

この皇帝の禁令の悲報を聞くと、マカオでは直ちに一般から出来るだけの金を集め、これによりガレオット船の艦隊を装備し、彼等の惨めな状態と、皇帝の禁令を、スペイン・ポルトガル・インド等に知らせた。この目的のために、マカオの町の幹部や教会と商人の頭人が集まり、彼等は一致して、マカオの町は皇帝の好意により、子のように養われ、育てられて来たことを認めた。従って、皇帝の禁令に従わねばならないのは当然だ、と認められた。特にスペイン国王は、以前に、「決して宣教師やその弟子を、日本の国王の意志に反して日本に送らない様に」と厳命し、禁止したからである。我々が今、貴下に述べることは、事実である。そこで、マニラの人々に（彼等は我々全員の災難の主要な原因であ

る)この我々の決議をよく知らせるため、マカオから幹部2人(1人は司法、1人は教会関係者)を、第11の月15日に同地に派遣した。彼等は逆風と荒天のため、その旅行を果さずここに帰って来た。そして、これは季節風に逆らうことになり、従って旅行出来ないと判断されたにも拘らず、これを再び大胆にも行い、目的を果した。これにより、マニラの人々は少からず当惑し、彼等はこの件を心に留め、我々の決議と手紙とを読み、検討した後、同地の長官は、国王の城内の議事堂に政治及び宗教の評議会を召集し、次のことを全国及びその管内に公示させることを決議した。貴下に示すため、その決議をここに添える。

これにつけられたマニラの公示した内容は次の通り¹⁵⁰⁾である。

我々はマカオの町の使節及び同地で召集された会議により、昨年2隻のガレオット船が日本向けに装備されたが、二度と来ない様にと禁令と共に、彼等の商品を売ることを許されずに帰ったことが、くわしく伝えられた。これは全く、我々やその他の人々が、時々、宣教師と教会の人々とを、日本に送っていたためである。そこで我々は、この重大性に注意し、これを熟考し、その上我々の国王の命令についても考慮した。即ち、我々は日本の法律に従い、宣教師や教会の人々を、皇帝の意志に反して、同地に送ってはならない、と国王から命令されている。そこで我々の管内にあるすべての人々に(我々は、我々の国民が居住しているすべての地区に、これを勧めるつもりである)、各人が宣教師・教会関係の人を日本に送らない様に、嚴重に注意する様、命令した。もしこの様な過ちを犯した人は、支払える人は4000テールの罰金、これが支払えない人はその生命で、支払うことにした。何故なら我々は、これが一般の繁栄のためになる、と考えたからである。我々はこの命令を、我々の側及び次の人々を証人として、誓約する。

以上の様に、国王の城内の議事堂及びマニラの町で、1639年12月10日に決議された。

長官ドン・セバスティアン・コルタド	
マルクス・タバト	} 市長
アントニオ・アルバレンド	
デイエゴ・デラエス	
司教ドン・フェルナンド・ゲレロ	
修道士カロス	} サン・ドミンゴ派の教会の頭人
修道士ドミンゴ	
修道士イエロニモ	} サン・アウグスティン派の教会の頭人
修道士ベント	
フランシスコ・デロア	} サン・パウロ教会の頭人
ホアン・ド・フレース	
修道士アンドレース	

奉行三郎左衛門は、これらの訳文を全部読んでから、「マカオの貴下の手紙には、貴下が口頭で言ったことは少しも書いてない」と言った。¹⁵¹⁾つまり、「宣教師やその一味を決してマカオから日本に送ったことはないし、これらは皆マニラにより行われたもの」という言上と、書簡の、「日本商人の多額の資本を預かり(完済してないので日本商人が大損害を被ることになるので)通商を許してほしい」という申出との違い等を責めたのである。

そして、マニラとマカオとの関係、つまりスペインとポルトガルとの関係について、1580年以来ポルトガルはスペインに併合されていて同じ国王の支配であり、同じく旧教の国であることは長崎奉行所も江戸閣老も既に承知していた。マカオでは恐らく、ポルトガル本国で独立運動中であり、この時点では独立達成の4ヶ月前に当たっていて、自分達はポルトガルにしてスペインに非ずとする気持が多分にあったのであろうが、長崎奉行は、そうは見えていなかったのである。マニラが宣教師を派遣していることは、即、マカオの行動であり、且つマカオそのものが完全に宣教師を送っていなかったとは考えられてなかったのである。即ち、ポルトガルはこの併合に実質的な利益を受けることがなくて、しかもアジアからヨーロッパにまたがる大国スペインの

敵をことごとく自分の敵としなければならぬ不利を受けていた¹⁵²⁾のであるが、ここでもマニラの行動はマカオのさしがねと受取られることを、如何ともなし得なかったのである。

奉行の問いに、ポルトガル使節は次のように答えた。「このことは我々の習慣になく、我々は（使節として）すべて訓令の通り、口頭で言うよう命令された¹⁵³⁾と。奉行は恐らく書簡に書かれていた「4人（我々の町の最もすぐれた人々の中から選んで）」と、「訓令の通り」と重ねて主張する態度に腹立たしい思いをしたのであろう。

さて、“*Embaixada Mártir*”によれば、「文書のすべては、長崎奉行が江戸に送り、11日間で目的地に届いた。その間、長崎奉行はポルトガル人との直接のやりとりを避け、厳しく見張ったり、毎日、人数を確認したりなどしていた¹⁵⁴⁾とある。その後の経過は、通航一覽卷183によれば、「(寛永) 17庚辰の年5月17日、阿媽港より日本渡海、御訴訟として使者船1艘・人数74人乗り入津す。之に依り、上使として加々爪民部少輔様、**6月14日**（西暦8月1日）申の時（16時及びその前後2時間）お着きに成られ、仰せ渡され候は、前年御停止仰せ付けられ候処、令を相守らず渡海候段不屈に思し召され、之に依り**同15日**（西暦8月2日）右の人数入籠（牢）仰せ付けられ、**同16日**（西暦8月3日）辰の刻（8時及びその前後2時間）、**61人**は西坂にて斬罪なされ、船は同日、西泊前**すずれ**の沖にて焼沈められ、相残る**13人**は小唐船1艘を下され、**7月17日**（西暦9月2日）帰唐仕り、飯米・酒肴・薪等迄之に下さる」とある。

平戸オランダ商館日記によれば、「皇帝の宮廷から長崎に、2人の特使、加々爪民部殿・野々山新兵衛殿が全く突然到着した。彼らは到着後直ちに（1時間も猶予せずに）ポルトガル人全員74人（この中13人は黒人）を彼らの前に呼んだ、そこでポルトガル人は非常に喜び、彼らの最も華美な着物を着て、頭の上には日傘をかざして使節の前に現われた。彼らの到着により、何かが行われると考えたからである。しかし悲しいことい、この件は全く違ったことになり、彼らは上記の使節から次のように言われた。「貴下達悪人は、死罪を以て日本に再び来ることを禁止されているのに、この禁令を犯した。貴

下は昨年既に死刑に値したのに、恩寵により生命が与えられた。そこで今貴下には、最も惨めな死以外のことは起り得ない。しかし貴下が商品を持たず、ただ請願に来たことを再び考慮して、安楽な死を与えよう”。この最後の言葉が言われるや否や、ポルトガル人は直ちに手足をしばられ、3人の兵士とその手下の人足により牢獄に運ばれた。もしこの日が満月の祭日でなかったら、その場で殺されたろう。しかし、このために法律に従って翌日まで延期された¹⁵⁵⁾とある。“Embaixada Mártir”によれば、「(8月)2日の午前10時から11時に、奉行所に4～5人を除いてのポルトガル人全員が出席するよう命じられた。出島から来たポルトガル人が奉行所の門に着いたとき、Chôを守っていた8人のグループに出会い、間もなく残っていた4～5人もやってきた。リストに載っていた74人全員の出席だった。いいニュースを期待していたか、或は將軍の目付に敬意を表してか、ポルトガル人は皆、晴着姿だった¹⁵⁶⁾とある。

長崎奉行馬場三郎左衛門に与えられた文書（訳文）¹⁵⁷⁾は次の通りである。

厳しい禁令にも拘らず、キリスト教は今日まで絶えず弘められていることは、明らかである。これは、日本国に対する、最も破壊的かつ反動的な悪事である。この理由から、ガレオット船の航海を禁止し、これを聞かずに、頑固にも再び来た時には、彼等の船を沈め、これに乗って来た人々を、1人も許さない様に、と命令された。この命令を、彼等は強情にも無視したので、死刑となったのである。まして彼等は、この国を軽率な、劣った国と見做し、彼等の奸計で、この国を欺き得ると判断し、これを実行に移した。多くのたとえや、見せかけの理由を挙げて、もはや教えを弘めるつもりはない、などと口先では言いながら、これについて、書簡では全く触れていない。彼等の追放が、専ら彼等の教えを弘めたために起ったことを、よく知らせるため、彼等全員には最も悲惨な罰が課せられる筈だった。しかし皇帝は、今回はただ彼等の船を沈め、主謀者と彼等の仲間を殺し、下級船員には、恩寵により生命を与え、彼等の国に送り返す様、命令した。彼等が彼等の主人の体験を他の人々に伝

え、再び船をここに送ろうとすれば、その知らせを受けるや否や、一つの例外もなしに、全員沈められることを、警告するためである。彼等の出発前に、これをよく言い聞かせ、この様な罰を警告する様に。

(寛永) 17年第6の月3日

対馬守

豊後守

伊豆守

加賀守

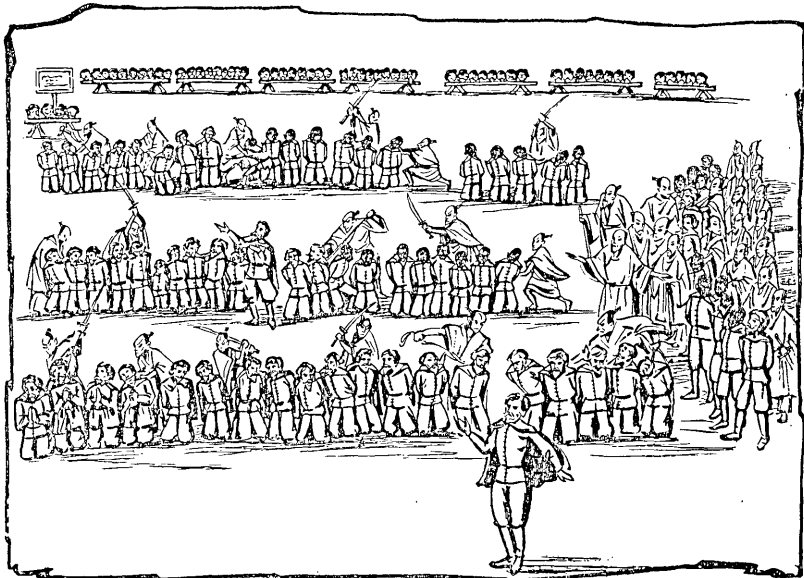
大炊頭

掃部頭

馬場三郎左衛門

この6月3日(1640・7・21)は *Embaixada Mártir* に書かれてある「(7月10日)文書のすべては長崎奉行が江戸に送り、11日間で目的地に届いた」というその11日目に当る。但し、長崎奉行からポルトガル使節船長崎入港情報の江戸向け発送が、(西暦)7月10日以前に発送されていたことは、通航一覽183の、「寛永17年6月2日、御制禁のかれうた船、今度長崎に至り着岸の旨、馬場三郎左衛門之を注進す」によって判る。

さて、宣告を受けたポルトガル人は、泣いたり訴えたりして牢獄で縛られたまま、その夜を過したのであるが、翌日全員が西坂の丘につれて行かれた。平戸オランダ商館日記によれば、「74人の中、キリシタンではない13人の黒人や或いは原住民の夫には、白い旗のついた葦が、それぞれの背中に、頭上に出る様にたてられた。これは死なないしるしである。これを聞いて、残りの61人は、彼等に別れを告げ、彼等の妻子と友人に、悲しい最後を伝えてほしい、と熱心に頼んだ。しかし彼等が涙と共に、これらの黒人に頼んだことについて、ひと言でも返事をしたり、約束のしるしを示そうとする者は1人もいなかった。彼等は、彼等の仕方での世に別れを告げることを許された。これが済むと、61人は全員、次々と首をはねられた。この首を置くために、高さ6フィートの柵が作られ、ここに61個の首が置かれた。また大きな深い



“Embaixada Mártir” 所載

穴が掘られ、ここに胴体は全部投込まれた。

これが済むと、ポルトガル人の金鎖・家財・着物・すべての掠奪品・スホイ
 イト銀6000テール（これは彼等の日用の費用として残っていた）合計14000
 テールは、残らず彼等のガレオット船に積み、陸に保管してあった帆・舵・
 大砲を再びとりつけ、最後にガレオット船の装備が終ると、小舟により、彼
 等が先ず投獄した所に曳航された。そして13人の生残った原住民の船員のい
 る前で、火をつけた。そして水面まで、燃え落ち、残りが海底に沈むまで、
 番人がつけられた¹⁵⁸⁾とあり、詳細な記録ではあるが実際に見て書いたもので
 はなく、報告を受けて平戸で書かれたものである。マカオの“Embaixada
 Mártir”（殉教者になった使節団）によれば、「(13人の)証人は出島へ連れて
 行かれ、そこですべての持物（衣類・金・銀・武器）が市当局に押収され、
 Chô(船)の Domingos Franco キャプテンがプレゼント用に持ってきていた
 犬と兎だけが残されたが、それは長崎奉行が自分の子供へと貰って行った。
 船のお金は8000タエイヌ(taéis)程であった。それらすべては Chô へ運ばれ、

そこにあった6ヶ月分の船員の食糧と一諸に置かれた。書記担当の João Delgado, 外科医の Domingos de Quadros, 及びマットや帆を担当する Manuel Cardoso 等が奉行所へ呼び出され、マカオへの旅の分、そして旅までの為の必要最少限の食糧や、船の為の少しの板や綱が渡された。それに引き続き、Chô とその中に火をつけて沈没させた¹⁵⁹⁾とあって、ガレオット船ではなく Chô であった。また、金銀その他も一諸に焼沈めたことについて、「8月4日の朝、奉行所へ連れて行かれ、マカオに戻ったら、日本での出来事をくわしく報告し、日本の将軍はポルトガル人の金や銀には興味が無いことを伝えるように言われた」とある。そして処刑の翌日である8月4日に、「通詞に付添われ、13人のポルトガル人は殉教者の頭を見る為に殉教者の丘に連れて行かれた。3列に置かれた頭は、一番前に処刑宣告の書かれた板が置かれ、そのうしろに処刑された順で頭が並べられていた。特に4人の使節のはまだ新しく、色も自然だった。証人は一つ一つの名前を言うことが出来た。通詞は、ここにあるのがお前たちが確認した仲間だ。これをマカオに戻って報告し給え、と言った。続いて、まだ新しい4つの壁(塀)のある家が見せられ、その高い井戸のような建物が、すべての殉教者の遺体が納まったお墓であることが告げられた。天辺には棒があり、そこには4人の使節と57人の仲間がそこに埋められたことが書いてあり、頭だけは地面に置かれたままで、現在そして未来、来る人達の恐怖となり、いつまでも記憶に残って、日本に再びキリシタンが近寄ることを避け、使節団員であろうと商人であろうと、太陽が地球を照らす限りキリシタンは日本を避けるだろう。たとえフィリップ王自身がやって来ても頭を落す。そしてあやまって嵐などでキリシタンの船が日本のどの港に辿りついたとしても、船員は全員処刑され、船は焼かれる。たとえお釈迦様であっても、天と地の創設者であったとしても、だ¹⁶⁰⁾」となまなましく伝えている。

処刑された61人と、処刑されなかった13人について、長崎奉行に与えられた文書には、「下級船員には恩寵により生命を与え」とあり、通航一覽巻183には、「13人は日本へ来ることを同意せざるを、偽り欺かれて来れるよし聞えければ」、長崎実録大成には、「残らず死罪仰せ付けられるべしといえども、

日本の御法度を本国の者共に告げ知らしむべしとて、クジを取らせ、61人切捨て、13人助命あり¹⁶¹⁾」、長崎港草にも、「74人のうち、生きクジ13枚、その余は死にクジと定められ¹⁶²⁾」、前掲平戸オランダ商館日記にも、「このうち13人は黒人」「キリシタンではない13人の黒人やいは原住民の水夫」と二通りの書き方をしている。これは、クジなどできめたというものではなく主として船員と考えてよいであろう。

また、74人の内訳について、1640年7月10～11日の平戸オランダ商館日記には、「13人は黒人、残りはポルトガル人・混血児¹⁶³⁾」とあるが、“*Embaixada Mártir*”によれば、殉教した61人の内訳¹⁶⁴⁾を、

ヨーロッパのポルトガル人	14人
マカオ人	4人
コーチン（マラバール海岸のほぼ中央）人	1人
ホルムズ人	1人
チャウル（ゴアの近く）人	1人
イスパニア人	2人
フィリピンのインド・イスパニア混血児	1人
支那人	13人
ベンガル系人	6人
バララス族（マラバールの中の一種族）人	3人
マラバール人	5人
カナリン（ゴアの近く）人	1人
モザンビークの黒人	3人
アチーン人	1人
ソロール（ゴアの近く）人	1人
チモール人	1人
マラバール系ジャワ人	1人
フィリピンのパパンゴ族人	1人
マレー人	1人

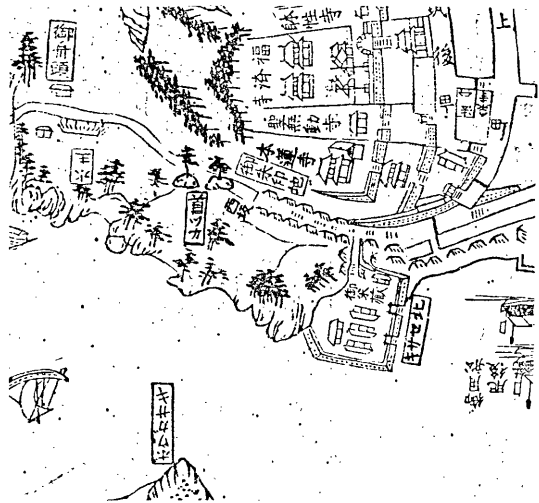
とあるので、これを正確なものとしなければならない。

処刑の後には、「61人死罪の者を塚を築いて埋む。今に南蛮塚と言う¹⁶⁵⁾と長崎縁起略にあるので、島原塚の近くに埋葬したと思われる。

船を焼き沈めた場所は、通航一覽卷183に、「西泊前すずれの沖」及び「湊内すずれ浦」とあって、享和2年(1802)の長崎絵地図に、西泊から大多

尾に至る岬に「スズレ」と明記してある。「すずれ」とは、長崎縁起略に「スズ¹⁶⁶⁾崩れ」とあるように、古歌にいう「さざれ石の巖となりて」の「さざれ」と同じく、砕ける・崩れるの意であって、地形から出た地名である。

またすずれ浦で焼沈められた船に「積み沈み候銀(及び銀道具等)」は、長崎縁起略によれば「白銀60貫目余、金道具端物等品々残らず焼沈めけ

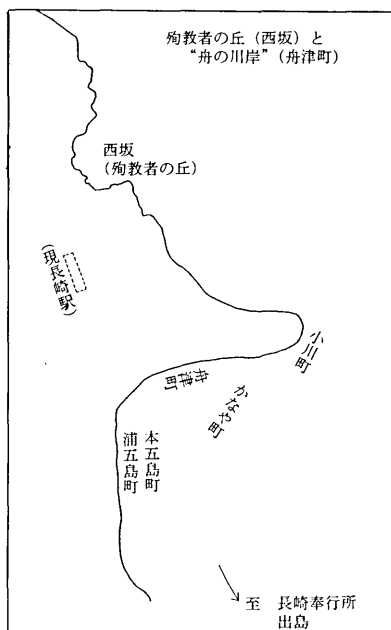


¹⁶⁷⁾り」とあり、これは後に、「寛文3卯年……町年寄及びその外諸役人拝領致し、内外乙名1人づつ出し合い、右の銀を揚げ、爐粕町にて灰吹仕り、銀座に両替致し、相応に御割附下され候、¹⁶⁸⁾（揚がるところの石火矢4挺は薬師寺又三郎に預けらる）」と記録されてある。¹⁶⁹⁾

さて、残った13人について、通航一覧巻183に、「13人助命ありて、民部少輔より諭書を授け、小舟を与え、7月17日（西暦9月2日）帰帆せしむ」と簡単に記してある。Embaixada Mártir によれば、平戸に来ていたオランダ船（5隻）でマカオに向うことは断られた、とあり、61人が処刑された（西暦）8月3日の翌日、残った13人は通詞に付き添われて再び殉教者の丘に連れて行かれたあと、その聖なる丘から次に「舟の川岸」¹⁷⁰⁾（*ribeira dos navios*）という遠いところへ連れられて、マカオへ戻るための支那や日本によくみる小型の運搬船ソーマ船（*soma*）¹⁷¹⁾を見せられた。彼らは、航海に必要なものを申請すると言われたが、何一つ要求しなかった。その船は櫂が12本であって、水先案内人を含めてのたった13人の生命が残されたことを物語っていた。¹⁷²⁾



現在の「すずれ」



13人の証言による「遠いところへ連れられて」というのは、再び殉教者の丘に連れられて行ったときの情景の平戸オランダ商館日記の記録、「(連れられて行くとき) 彼らは、再び非常に恐れおののき、道を歩く力がないので、そこまでつかがれて行った。すぐ同じ様に死ぬとしか予想していなかったのである¹⁷³⁾」ということからして、距離的にむやみに遠いところとは考えられぬので、「舟津町」(長崎駅の南東・現恵美須町の川から南の部分)と考えてよいであろう。

長崎出港日については、「(奉行) 馬場は(西暦8月)19日に(加々爪上使らを平戸まで送って帰着)長崎に戻ってきた。翌日、13人のポルトガル人と出港の日をきめに来た。水先案内の Manuel Fernandes は9月1日にきめた¹⁷⁴⁾とあり、1640年10月1日(寛永17・8・16)の平戸オランダ商館日記にも「生残りの黒人13人は9月1日に、皇帝の費用で、シナのジャンク船によりマカオに送られた」とあって、彼我に1日の記録差があるが、我国では当該事件の月日に不正確な「長崎港草」を除き、7月17日で統一されている。

第4節 結び

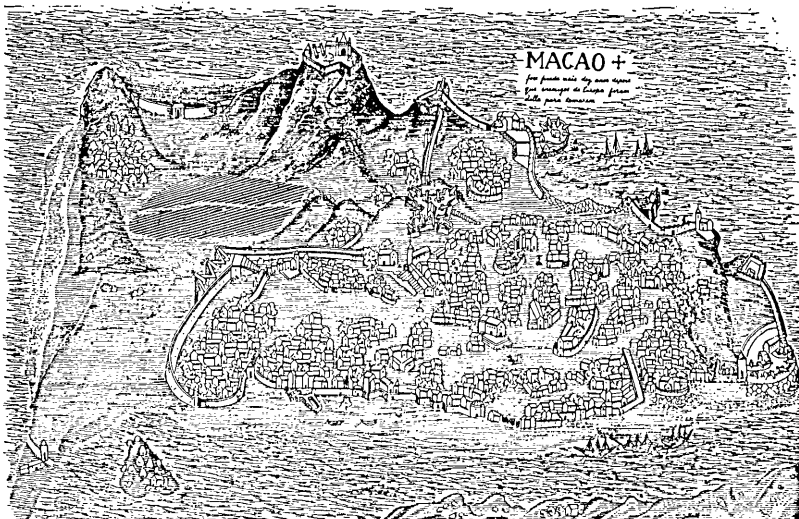
「長崎からマカオへの航海は、3つの台風がきゃしゃなソーマ soma 船を襲った。最初のは日本を出てすぐであり、後の2つは航海中であった。結果として、陸から持ってきていた3つの舵が折れ、航海中に作ったあとの4つも折れてしまった。大時化や風のため小さなソーマ船は何度も沈没しそうになった。台風シーズンがまだ終わってない時の、早すぎた出港と、1人では初めての水先案内人の経験不足が航海の旅を更に辛くしていた。然しオランダ人の海賊などから逃れるソーマ船に与えられた通航許可証は役に立ち、9月20日にはマカオへ辿り着くことが出来た¹⁷⁵⁾」と13人の証人は述べている。マカオに辿りついたその13人は次の人々¹⁷⁶⁾である。

1. Manuel Fernandes de Abreu. マカオへ戻ってきた船の水先案内人、Buarcos 生れのポルトガル人、マカオで結婚していて、30才。
2. Domingos de Quadros. 外科医、マカオ出身の22才、既婚者。
3. Manuel Cardoso. マストや帆の係。マカオ出身、39才、既婚者。

4. João Delgado. 使節団の書記役，ゴア出身，マカオで結婚，32才。
5. José da Silva. （ベンガラ）北部 Ragão 出身，30才，マカオで結婚。
6. Gonçalo Cardoso. マカオで生れた，未婚，23才。
7. Pascoal Pires. マカオの中国人，48才の既婚者。
8. Brás Pereira. マカオ出身，30才の既婚者。
9. António Fernandes Torga. マカオ出身，36才の既婚者。
10. João Pereira. Diu 出身，47才，マカオで結婚。
11. Miguel Teixeira. ゴアの Chorão 島出身，33才の未婚者。
12. Miguel Carvalho. 先祖は朝鮮人，マカオの生れ，47才の既婚者。
13. Agostinho do Rosário. マラバール系ゴア人，マカオで結婚，丁度40才。

13人の証言による詳細は，マカオからローマ法皇へ報告されたが，13人のマカオ到着後の出来事は，下記¹⁷⁷⁾のようにイエズス会の Luis Gonzaga Ferreira Leão 神父が記録していて，現在に伝えられている。

「マカオの町は，使節団員及び乗組員の信仰による殉教のニュースを聞か



1634年当時のマカオ

され、悲しみと喜びで包まれた。殉教者の家族はおめでとうの言葉を聞かされた。町は祭りのような雰囲気になり、何日も音楽や歌に包まれ、家の窓は開かれ、吊りランプによる照明もされた。

人々は晴着姿で、殉教者の運命を喜び合った。だれ1人貿易を失ったこと、物質的な損などを惜しむ者は居らず、皆、神のおそばに調停者として殉教者がいることを喜んでいて、いけにえは、日本では何の為にもならなかったが、神のあわれみは間違いなかった。

証人がマカオへ辿りついたその日に、市当局者や教会関係者が集まり、教会は話を聴いた結果、信仰の為に生命を落した者の為に全部の教会の鐘を一斉に鳴らした。人々は喜びの涙を流し、大聖堂では感謝の歌が歌われ、町では大砲がうたれてお祭りのようだった。これらには政府も市民も参加した。

町では、20日間、夜になると修道院、町の有力者及び殉教者の家族や親籍の家の窓に照明が照らされた。そのほかに、3晩、町中の教会やビルの照明のあかりがつけられた。兵士も銃のデモンストレーションをし、市民を喜ばせた。

数々の行事が行われ、お祭りが続いた。イカミサーダ *encamisada* という仮装パレードも行われた。それは次のようだった。先頭には61人の殉教者の立派なパネルがあり、その後ろに彼らの親籍が馬に乗ってついていた。皆んな豪華な宝石をちりばめた衣類を着ていた。2列に並んで、お供はローソクを手にもっていた。後ろにはイギリス式に制服を着た騎手と、同じくイギリス式に飾ったローソクを持ったお供の2列があった。その後ろにはポルトガル式に制服を着た騎手とお供が続いた。そのまた後ろには戦いに出る時の衣裳や、武器・のぼりを持った、日本人の恰好をした騎手と、2列のローソクを持ったお供も見られた。まだまだ後ろには、ポルトガル式・アラブ式・ローマ式の豪華に着かざった騎手が多く続いていた。剣の扱いを得意としていた1員も、その信奉者 (*discipulo*) のデモンストレーションを行なった。あちらこちらで歌が歌われていた。

パレードの最後には、一番いい馬で、最高に着飾ったゼネラルキャプテンがいた。彼の頭には金・ルビー・エメラルド・ダイヤモンド・真珠など2万クル

ザード（通貨単位）以上の値打がある帽子が見られた。キャプテンの右には市会議員，そして左にはやはり町の有力者が着飾った馬に乗り，両側にはローソクを持ったお供が歩いていた。

祭りの間，そして終ってからも，市当局者や教会関係者らは殉教者の家族を訪ね，お祝の言葉や協力の言葉をかけた。……

マカオでは，4人の使節団員と57人の仲間の列福式（教皇が死者を福者の列に加える式）と，聖者の列に加える為の準備が始められた。……」

私は，最初は上記の事柄をその通りに理解するに抵抗を感じていた。「殉教者の家族はおめでとの言葉を聞かされた。町は祭りのような雰囲気になり……」……神父の記録がオーバー過ぎると感じた。然し乍ら数週間経って，第2次大戦中のわが国の，我々の周囲に起った，出征兵士を送る会，その行列，また戦死した兵士の母を「軍国の母」と讃え，その母親が人前では涙することを許されなかった雰囲気——軍神と讃えられるが故に，おめでとと言われねばならなかった時代があったことに，愕然と思ひ当った。そして1988年11月13日のNHKテレビ「日本再発見」“男泣きする男たち”の，「男泣きすることの少なくなったのは，日露戦争（1904～05）から始まったもので，これは軍国主義思想教育が進んで行くにつれて，段々と人間的な，赤裸裸な感情を表面に出すのが憚られるようになって行った」というのは柳田国男論文に基くもので，その論文は昭和16年前半の発表であって，本格的な戦争に入ろうとする時期での論文発表の勇氣に感じ入った。

また，1656年までに書かれ，1666年に刊行された，オランダ東インド会社勤務のファン・フーンズ¹⁷⁸⁾「ジャワ旅行記」をみると，現代とは異なった対人感覚を知ることが出来る。例えば，

「死刑に相当する罪

1. 馬あるいは牛を盗んだものは死ななければならない。
1. 他の男性と結婚している女性と不義を犯した者は死ななければならない。
1. 他人の家に侵入して，その現場で捕えられた者は死ななければならない。
1. (マタラム王国) 国王陛下のことを悪く言った者は，それがどんなつまらないことであっても，死ななければならない。またそれを聞いて報告し

なかった者も死ななければならない……………。(以下略)

国王はいまや万事がきちんと実行され、有罪の者も無実の者も、ことごとくその名前を手に入れたので……………国王は、所定の日に、優秀な護衛とともに武装し、彼らを自分の信頼する友人のもとに分属させた。そしてカノン砲が発射されるかされないかのうちに、5000ないし6000名が半時間たらずのうちにあわれにも殺されてしまった……………(以下略)

我々にとって最も大きな驚きの種は、この王侯の(王宮の)内部の護衛はみな女性だということ、夜はこの大きな王宮の中に、国王のほかは男性は1人もいないということである。その内部には1万人を下らぬ女性がいるということはまず間違いないと信じられている。……………宮廷の(レンガ)城壁に沿って約3000名もの多数の(年老いた)女性がいる。……………この3000名の年老いた女性に加えて、更に約3000名の中年の女性がいて、国王の夫人たちと側室たちに仕える。……………これに加えて更に4000名を下らない女性職人がいる。……………国王個人に仕えているのは約400名の、国中で見つけ出せる限りの最も美しい女性たちである。国王はこの400名の中から、最もすぐれた高貴な家柄の出の4名を選んで正式に結婚し、妻とする。この4名の夫人は、それぞれ下女たちのほかに、40、50ないし60名の国王の側室の面倒を見る。……………(以下略)

この国王の残酷な統治とその狡猾さ、及び歴代の王侯たちが如何に専制的であったかを描写するためには、国王の兄とトンマゴン・ウィラ・グナ、その他の数名のトンマゴン、ネベイ、及び2000名の司祭の殺害の例を……………(以下略)」

これは、ファン・フーンズが1648年から数年の間に、オランダ東インド会社の使節として5回にわたってマタラム(王国)に赴いた時に見聞した記録である。まことに、現代の感覚で過去の出来事を律してはならないことを知る。

さて、マカオ評議会は、61人の殉難者遺族の救恤をも決議したのであったが、この使節処刑の図は、マカオ市会議事堂の壁画となっている¹⁷⁹⁾と伝えられていたが、1965年にマカオで刊行された“Embaixada Mártir”によれば、

それはマカオの大聖堂にあったらしく、但し今はない、ということである。その殉教をえがく古い額 **quadro** には、次のように4人の使節の名前や年令等が記録されてあった。¹⁸⁰⁾

Luis Pacheco — コーチム (Cochim)出身、68才、マカオ居住、夫人は既に死亡。

Rodrigo Sanches de Paredes — トマー(Thomar)出身、マカオで結婚、35才（或いは56才）

Simão Vaz de Paiva(或いは Pavia) — リスボン出身、マカオで結婚、53才。

Gonçalo Monteiro de Carvalho—Porto の近くの Mesão Frio 出身、マカオで夫人死亡、51才。

この4人の使節は、友情と関係を再開するため日本へ送られた。そして、日本で残酷に扱われ、信仰のために、この4人と乗組みの仲間57人が長崎の町で処刑された。それは1640年8月3日であった。

José de Jesus Maria 神父によると、この油絵のコピーがリスボン市役所に送られたそうであるが、行方は判らない¹⁸¹⁾と。

また、マカオの評議会は、ポルトガルに1船を急行させて国王に報告したが、このことから後に再び正保4年（1647）の長崎事件ともなっていく。

この1640年（寛永17）のポルトガル使節団61人の受難は、寛永16年の、文書を以てする警告を含む入国禁止通知の翌年の事件ではあるが、若しポルトガルにしてスペイン王による併合を脱すべくその本国に於て闘争中でなかったならば、そして若しオランダ海軍に圧されることなく、その海軍力が今少し隆盛の時期にあったならば、1840年代のイギリスと清国とのアヘン戦争のように、ポルトガルとわが国との軍事的対決の端緒になったかも知れぬと考えるとき、徳川幕府のとった強硬措置に対し一抹の不安なしとしない。

然し乍ら、島原城主松倉氏の苛酷な政治が原因で農民の反乱があったにし

ても、原城に立てこもった一揆勢の武力的主力は、キリシタン武士勢であったことは歴史的事実であって、徳川幕府を震撼させた大事件であったことは疑いない。そしてまた、徳川幕府がマニラ・マカオなどからの宣教師の流入及びその熱心なる布教と伝播速度に困惑し、次々に禁教令を出してその取締りに腐心したにしても、そのもとは織田信長にはじまる秀吉・家康ら為政者の、貿易の利をもくろんでの布教許可があったことにさかのぼって歴史を考えると、トインビーの言の「宗教の形をとって侵入してきた積極的な文明」としての摩擦の度合いが、今すこし軽かったならば、このような大事件が惹起することなく時代は推移したやも知れぬと思える。しかし徳川幕府の行なった鎖国が、結果として良かったか悪かったか、はそのものとして比較することが出来ない関係上、誰にもわからぬことである。

17世紀中頃の東南アジアには、スマトラのアチェ、マレー半島のジョホール、ジャワ島のバントゥン、マタラム、スラウェシ島のマカッサル、モルッカ諸島を中心としたテルナテ、ティドール、そして大陸部のシャム、カムボディア、ベトナムといった王国が存在していたので、生田滋氏の「新大陸のインカ、アステカ王国などの場合とは異なり、アジアでは軍事的な面でのヨーロッパ人の優位というものは存在しておらず、当然のこととして、数の多い方が優勢になるわけである。オランダ・イギリス・スペイン・ポルトガルとも、本国から遠く離れた東南アジア地域では、とてもはなばなしい軍事的成功を収めるというわけにはいかなかった¹⁸²⁾」とする考え方が一方にあるにしても、西欧諸国のそれぞれの貿易的駐在地域は、そのまま橋頭堡的軍事要塞としての割拠となり、やがて東南アジア各王国の内部反乱等の時期を待って、1世紀ないし2世紀後には西欧諸国の植民地化して行った事実を考えると、幕府の鎖国実施政策は宗教的反乱の可能性を含む危険性を未然に回避した措置としなければならぬであろう。

1640年のポルトガル使節団受難事件は、鎖国実施以後、わが国内では島原の乱ほどには記憶されずして風化して行き、マカオでは殉教した使節団として美化されて伝えられた。

本稿に於ては、1640年に於ける歴史的事件を正確に把握することに主眼を

置いたが、殉教を讀んで徳川幕府の措置を非難することをせず、また幕府の禁教令措置を正当化してキリスト教布教潜行の非をなじることをもせぬ論及結果に、ひとり空しさを感じ悲しみを覚える。それは三百数十年前の出来事とはいえ、この61人の斬罪の前に数百人、数千人、否、島原の乱その他を含めれば数万人の反徳川幕府の行動の結果としての死があり、それはとりもなおさず日本佛教とキリスト教の勢力争いという宗教摩擦の面もあって、そして宗教による争いの根深さは、この20世紀末の現在に於ても地球上にみられるからである。ともあれ、結果として、ポルトガルは貿易関係では結実せず、宗教に於ては四番崩れまで経過しながらも浦上その他に潜伏キリシタンの種を蒔き続け得たことは疑いないであろう。

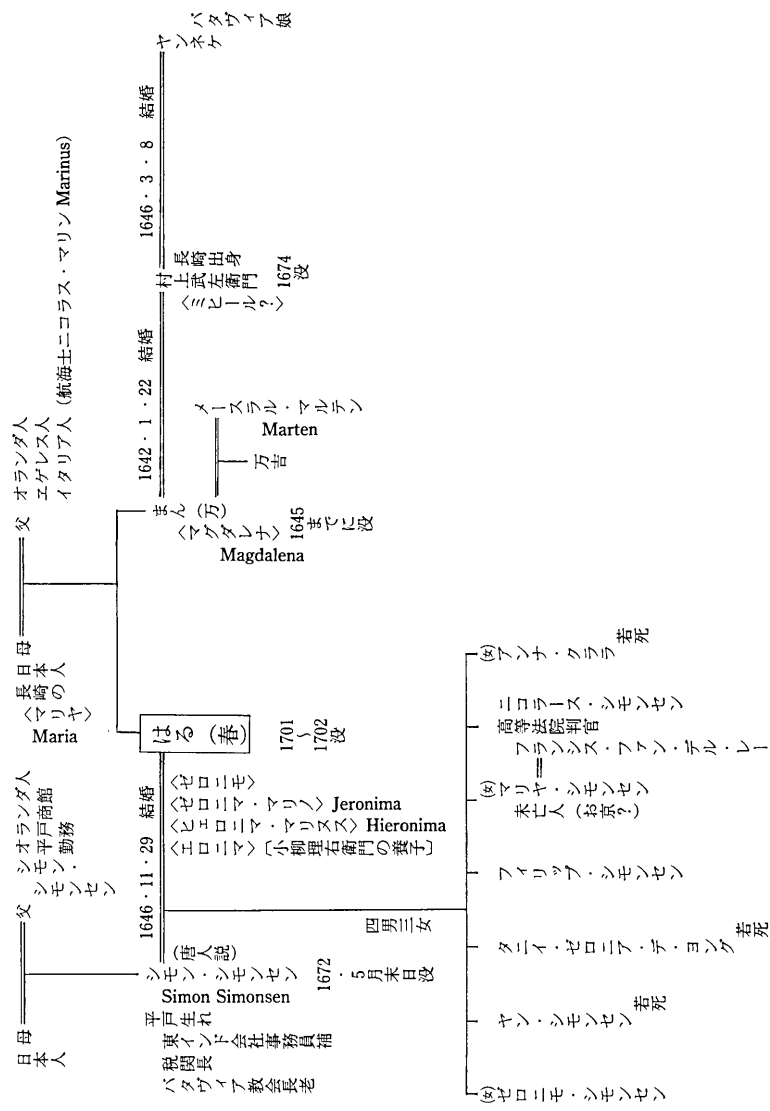
さてここで、幾つかの歴史的記載を糾し得たのであるが、オランダ商館日記が東インド会社本部から各地の商館に、「日記をつけ、時を定めてその写しをアムステルダムの本社に送るべし¹⁸³⁾」との命令があったにしても、その情報収集と記録の細密さに今更ながら驚嘆し、敬意を表すると共に、日本26聖人記念館長結城神父こと、Diego R. Yuuki S. J. 氏の御教示と、テレサ平坂一枝氏の御協力に対し、茲に深甚の謝意を表するものである。

注

- 88) 『新長崎年表』上巻145～176頁。
- 89) 『長崎志正編』257頁。
- 90) 『長崎県史（史料編第3）』131頁「耶穌会年報1622年（元和8年）大殉教報告」
- 91) 『平戸オランダ商館日記』第4輯，466頁。
- 92) 幸田成友，前掲書，358頁。
- 93) 『平戸オランダ商館日記』第4輯，21頁。
- 94) 幸田成友，前掲書，358頁。
- 95) C. R. ボクサー，前掲書，520頁。
- 96) 『平戸オランダ商館日記』第4輯，21頁。
- 97) 『長崎県史（史料編第3）』223～224頁。
- 98) 片岡弥吉著「金鍔次兵衛一件資料」『長崎学会叢書』1962年，第8輯，目次及び21頁。
- 99) 同上，28頁「按山関之事」見聞集巻13。
- 100) 「長崎根元記」59頁。

- 101) 片岡弥吉, 前掲書, 10頁, 25頁ホセ・シカルド「日本のキリシタン教会」。
- 102) トインビー著『歴史の研究』経済往来社, 1971年第16巻, 557頁。
- 103) 『トインビー著作集 6, 現代論集』社会思想社, 1967年, 50頁。
- 104) 同上, 51頁。
- 105) トインビー, 『歴史の研究』, 551頁。
- 106) トインビー, 前掲書, 558~559頁注。C. R. ボクサー, *The Christian Century in Japan, 1549~1650*. 162~231頁。
- 107) 『平戸オランダ商館日記』第4輯, 209頁。
- 108) Benjamim Videira Pires, S. J. "Embaixada Mártir" Centro de Informação e Turismo Macau, 1965, 70頁。
- 109) 児玉幸多編, 前掲書, 129頁。
- 110) 『平戸オランダ商館日記』第4輯, 275頁。
- 111) 『平戸オランダ商館日記』第4輯, 272頁。
- 112) 『平戸オランダ商館日記』第4輯, 274頁。
- 113) 『平戸オランダ商館日記』第4輯, 280頁。
- 114) 『平戸オランダ商館日記』第4輯, 281頁。
- 115) 『平戸オランダ商館日記』第4輯, 282頁。
- 116) 『平戸オランダ商館日記』第4輯, 282-283頁。
- 117) 児玉幸多編, 前掲書, 130頁。
- 118) 『平戸オランダ商館日記』第4輯, 285頁。
- 119) ジャガタラお春の家系については, 次頁の福田益和氏(長崎大学教授)の調査資料(1987・5・27出島会講義資料「出島-ゼーランシア城-バタヴィア城2」20頁)がある。それによればお春の父については三説となっている。
- 120) 『長崎市史(通交貿易・西洋)』448頁。
- 121) 『長崎市史(通交貿易・西洋)』449頁。
- 122) 『長崎市史(通交貿易・西洋)』449-450頁。
- 123) 通航一覽附録巻1, 255頁及び長崎県史(対外交渉編)257頁。
- 124) 通航一覽附録巻1, 262頁。
- 125) C. R. ボクサー, 前掲書, 523~524頁。
- 126) 前掲『長崎市史』, 450頁。
- 127) 『平戸オランダ商館日記』第4輯, 389頁。
- 128) 前掲『長崎叢書』35頁。

(お春家系)



- 129) 『長崎志正編』35頁。
- 130) 菱谷武平著, 出島研究会編『長崎外国人居留地の研究』九州大学出版会, 1988年, 61頁。
- 131) 菱谷武平著, 出島研究会編『長崎外国人居留地の研究』九州大学出版会, 1988年, 59頁。
- 132) 菱谷武平著, 出島研究会編『長崎外国人居留地の研究』九州大学出版会, 1988年, 63頁。
- 133) 「長崎縁起略」『長崎文献叢書』第1集第5巻, 長崎文献社, 1975年, 42頁。
- 134) 「長崎港草」巻4, 蛮夷誅戮の話, 73頁, 『長崎文献叢書』第1集第1巻。
- 135) LORCHAS, JUNCOS E OUTROS BARCOS = USADOS NO SUL DA CHINA = MACAU - IMPRENSA NACIONAL - 1954
- 136) 『長崎志正編』354頁。
- 137) “Embaixada Mártir”, 63頁。
- 138) 『平戸オランダ商館日記』第4輯, 389頁。
- 139) “Embaixada Mártir”63頁。
- 140) “Embaixada Mártir”64頁。
- 141) “Embaixada Mártir”64頁。
- 142) “Embaixada Mártir”64頁。
- 143) “Embaixada Mártir”64頁。
- 144) 『平戸オランダ商館日記』第4輯, 389~390頁。
- 145) 『長崎県史 (対外交渉編)』235~236頁。
- 146) 『平戸オランダ商館日記』第4輯, 391頁。
- 147) “Embaixada Mártir”81頁によれば, 「8月11日, 長崎の馬場三郎左衛門と2人の目付は, キリシタン探しに島原へ出かけた。3日後に戻り, 15日には, 目付たちは平戸經由で江戸へ向った」とあり, 平戸オランダ商館日記と一日のズレはあるが, 江戸の上使2人は平戸へ立寄っていることがわかる。
- 148) 『平戸オランダ商館日記』第4輯, 388頁。
- 149) 『平戸オランダ商館日記』第4輯, 392~393頁。
- 150) 『平戸オランダ商館日記』第4輯, 393~395頁。
- 151) 『平戸オランダ商館日記』第4輯, 395頁。
- 152) 永積昭『オランダ東インド会社』近藤出版社, 1981年版, 26頁。
- 153) 『平戸オランダ商館日記』第4輯, 395頁。

- 154) “Embaixada Mártir” 64頁。7月10日の項。
- 155) 『平戸オランダ商館日記』第4輯, 382頁。
- 156) “Embaixada Mártir” 65頁。
- 157) 『平戸オランダ商館日記』第4輯, 384～385頁。
- 158) 『平戸オランダ商館日記』第4輯, 383頁。
- 159) “Embaixada Mártir” 79頁。
- 160) “Embaixada Mártir” 79～80頁。
- 161) 『長崎志正編』267頁。
- 162) 「長崎港草」73頁。
- 163) 『平戸オランダ商館日記』375頁。
- 164) “Embaixada Mártir” 9頁。
- 165) 「長崎縁起略」42頁。
- 166) 「長崎縁起略」43頁。
- 167) 「長崎縁起略」42頁。
- 168) 通航一覽卷183, 28頁。
- 169) 通航一覽卷183, 27頁。
- 170) “Embaixada Mártir” 80頁。
- 171) “Embaixada Mártir” 80頁。somaの語源はマレー語らしい。
- 172) “Embaixada Mártir” 80～81頁。
- 173) 『平戸オランダ商館日記』第4輯, 383頁。
- 174) “Embaixada Mártir” 81頁。
- 175) “Embaixada Mártir” 82頁。
- 176) “Embaixada Mártir” 85～86頁。
- 177) “Embaixada Mártir” 82～85頁。
- 178) フーンズ, フリート, コイエット『オランダ東インド会社と東南アジア』大航海時代叢書（第Ⅱ期）11, 岩波書店, 1988年, 19頁以下。
- 179) 『長崎市史（通交貿易編西洋諸国部）』457頁。昭和10年初版発行。
- 180) “Embaixada Mártir” 136頁。
- 181) “Embaixada Mártir” 137頁。
- 182) フーンズ, フリート, コイエット著, 564～565頁。
- 183) 『長崎オランダ商館日記』第1輯, 1頁。